

収入
印紙

業務委託契約書

- 1 委託業務の名称 伊根町オーバーツーリズム対策協議会運営支援及び現状把握調査業務
- 2 委託業務の場所 伊根町全域
- 3 業務期間 契約締結の日から令和8年12月25日まで
- 4 業務委託料 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 5 契約保証金 免除

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者(甲)

住 所 京都府与謝郡伊根町字日出 651 番地
氏 名 伊根町長 吉本 秀樹

受注者(乙)

住 所
氏 名 印

(総則)

第1条 受注者(以下「乙」という。)は、別添仕様書(公募要領及び提案書を含む)に基づき、契約金額をもって委託業務を遂行しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていないときは、発注者(以下「甲」という。)の指示に従うものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第2条 乙は、この契約により生じる権利もしくは義務は、これを第三者に譲渡し又は承継せしめてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、その限りでない。

(業務責任者の届け出)

第3条 乙は、業務責任者を定め甲に届け出なければならない。

(再委託の禁止)

第4条 乙は、委託業務の処理を一括して他に委託又は請負わせてはならない。ただし、書面による甲の承諾を得た場合はその限りでない。

(委託業務の調査等)

第5条 甲は、必要と認められたときは、委託業務の処理状況につき調査をし、または、乙に対し報告を求めることができる。

(仕様書等不適合の場合の修正義務)

第6条 乙は、委託業務が仕様書に適合しない場合には甲に報告しなければならない。
2 前項の報告があったときは、甲は直ちに訂正し、その旨を乙に通知する。

(業務内容の変更)

第7条 甲は、必要がある場合には委託内容を変更し、委託業務を一時中止し、もしくは業務期間の伸縮をすることができる。
2 前項の場合において、乙が著しい損害を受けたときは、甲、乙協議して甲はその損害を賠償しなければならない。

(経済事情の激変等による契約金額の変更)

第8条 業務期間内に経済事情の激変、または予期することのできない理由の発生に基づき委託金額が著しく不相当であると認められるときは、実情を調査し、甲乙協議のうえ、委託金額を変更することができる。

(管理義務)

第9条 乙は、業務期間において、その業務全体の管理及び使用人等の行為についてすべて責任を負わなければならない。

2 乙は、委託業務の施行上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、甲から必要な指示を受け、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が甲の責任に帰する理由による場合においてはその限りでない。

(検査及び引渡し)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了届及び成果物を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から14日以内に検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは、直ちに補正して甲の再検査を受けなければならない。

(契約金額の支払い)

第11条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って委託料の支払い請求をするものとする。

2 甲は、前項の正当な委託料の請求があったときは、その日から30日以内に乙が指定する口座に支払うものとする。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第12条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律及び甲の関連規程を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(裁判管轄)

第13条 本契約の関する一切の争訟は、京都地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協議)

第14条 この契約書に定めのない事項、またはこの契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。